|  |
| --- |
| クリックまたはタップして日付を入力してください。に実施した特定操縦技能審査の際の聞き取り及び航空機乗組員飛行日誌の確認により、「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」（国空航第1055号）（以下「通達」という）について、  ① 下記に該当するが、通達４項に従った教育訓練の実施記録がない  操縦経験のない型式の多発ピストン飛行機並びに単発及び多発タービン飛行機を操縦している（型式：　　　　　）  通達１－１項ロ）～ヌ）に示される、経験のない特徴を有する飛行機を操縦している  （型式：　　　　　、通達該当項：１－１項 　　　　　 ）  操縦経験のない型式の回転翼航空機を操縦している  （型式：　　　　　）  経験のない発航方法によって滑空機を操縦している  （発航方法：　　　　　）  ② ①に該当しない場合であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しているが、通達５項に従った学習の実施記録がない  （型式：　　　　　）  ことが分かりました。安全確保のため、通達に従って速やかに必要な教育訓練及び学習を実施の上、航空機乗組員飛行日誌に記録するようお願いします。 |

安全確保のための教育訓練等の実施について

被審査者の氏名を記入様

国土交通省航空局安全部安全政策課

【連絡先】

東京航空局 航空従事者試験官（03-5275-9330）

大阪航空局 航空従事者試験官（06-6937-2772）